

# 訪問介護事業所セージュ山の手運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人耕仁会が開設する訪問介護事業所セージュ山の手(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援状態、要介護状態にある方の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりである。

- (1) 名 称  
訪問介護事業所 セージュ山の手
- (2) 所在地  
札幌市西区山の手3条6丁目4番6号

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (サービス提供責任者と訪問介護員と兼務)  
(指定訪問介護と札幌市訪問介護相当型サービスを兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名 (管理者と訪問介護員と兼務)  
(指定訪問介護と札幌市訪問介護相当型サービスを兼務) サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 10名 介護福祉士 常勤3名 (内1人は兼務)  
非常勤3名  
ヘルパー2級過程修了者 非常勤職員4名  
訪問介護員等は、指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供に当たるものとする。
- (4) 事務職員 1名  
事務職員は、一般事務及び庶務に関する事に従事する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
月曜日から土曜日及び祝日とする。ただし、年末年始、日曜は基本的に休日とするが、利用者状況により事業所が必要と認めた場合は、派遣対応する。
- (2) 営業時間  
午前8時から午後8時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。
- 4 予定日の前日までに申し出がなく、かつ当日派遣時間の2時間前になっても中止の連絡なくサービスを中止された場合、キャンセル料金として、訪問介護員1名につき700円(2名ならば1400円)の支払いを請求する。(訪問介護キャンセル料)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、札幌市の西区全域及び、中央区宮の森地域(山の手通り沿線)とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(従業者の研修)

第9条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 従業員は虐待を防止のため、研修等の実施により、職員の人権意識意、利用者に関する知識及び技術向上に努めるものとする。

- 2 虐待防止に関する責任者の選定に取り組みます。
- 3 成年後見人制度の利用支援をすすめます。
- 4 苦情解決体制の整備を行います。

(その他運営についての重要事項)

第11条 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 訪問介護員等であった者は、退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年1月1日改訂	平成25年10月18日改訂	令和元年5月1日改訂
平成13年5月1日改訂	平成28年1月11日改訂	令和元年10月1日改訂
平成15年4月1日改訂	平成29年8月15日改訂	令和5年8月1日改訂
平成18年4月1日改訂	平成30年10月17日改訂	令和7年4月1日改訂
平成19年10月1日改訂	令和2年6月1日改訂	
平成19年12月20日改訂	令和3年3月25日改訂	